

精神保健福祉事業功労者島根県知事感謝状受賞 おめでとうございます！

10月8日（火）、海士町にて開催された島根県精神保健福祉大会において、シオンの園ございなお勤めの島本恵子さん（浦郷）が、長年、精神保健福祉事業に携わってこられた功労者として島根県知事感謝状を受賞されました。

島本さんは、平成4年5月、精神障がい者が通う共同作業所の設立当時から現在に至るまで、指導員として共同作業所の運営・活動において中心的な役割を果たしてこられたとともに、作業所での活動を通じ、地域において精神障がいについての啓発活動にご尽力されてきました。

また、精神障がい者の在宅訪問等在宅支援に取り組むなど地域の精神保健福祉の向上に寄与されました。

この度、これらの功績が認められ、受賞に至りました。長年のご尽力に感謝を申し上げますとともに、今後益々のご活躍とご健勝をご祈念いたします。



健康福祉課

労働保険の加入手続きはお済みですか

一人でも労働者を雇用していれば労働保険に加入する必要があります

労働保険とは労災保険と雇用保険を総称したもので、政府が管掌する強制保険制度です

労災保険・・・

労働者の方が業務中や通勤途中に事故にあった場合に、必要な保険。給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、あわせて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

雇用保険・・・

労働者の方が失業した場合に、失業手当を給付したり再就職を促進する事業を行うための保険制度です。
また、事業主の方へは、失業の予防、雇用機会の増大、雇用の安定等に係る各種助成金制度が設けられています。

★労働保険に関する事務手続等は労働保険事務組合や社会保険労務士に委託することもできます。

★どなたでも、事業主が労働保険の加入に必要な手続きを行っているか否かをインターネット上で確認できます。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】 島根労働局 労働保険徴収室 電話0852-20-7010

環境省中国四国地方環境事務所 隠岐自然保護官事務所を開設しました

環境省中国四国地方環境事務所では、平成25年10月1日から隠岐の島町に隠岐自然保護官事務所を開設しました。

皆様がお住まいの西ノ島町には、国立公園地域として約3,000ヘクタールが指定されており、優れた自然風景地であるとともに特色ある動植物が見られる自然の宝庫です。

本年9月までは、大山隠岐国立公園隠岐島地域は松江市内にある松江自然保護官事務所が管轄していましたが、地域に根差した公園管理を図るため、10月から隠岐島地域の業務に専任で携わる自然保護官1名と自然保護官補佐1名を隠岐の島町に配置しています。

地域の実情に即した国立公園の管理を皆様方と共に推進してまいりますので、お気軽にご相談、問い合わせ下されますようお願いします。

○名称：環境省中国四国地方環境事務所 隠岐自然保護官事務所

○住所：〒685-0015 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口2-4 隠岐合同庁舎別館1階

○電話：08512-2-0149

○FAX：08512-2-0150

平成26年度から10年間
住民税均等割特例が適用されます

東日本大震災後、国により防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の特例法が創設されたことに伴い、平成26年度から平成35年度までの10年間、全国的に個人の住民税（県民税と町民税）の均等割がそれぞれ500円ずつ加算されることになりました。

改正後の税額は左記の表のとおりとなります。

特例期間の住民税均等割額

均等割	現行 (H25年度まで)	特例期間 (H26年度～H35年度)
県民税	1,500円	2,000円
町民税	3,000円	3,500円
合計	4,500円	5,500円

※均等割とは個人の住民税に含まれる一律の税で、一定の所得以上で課税されます。住民税とは ①その一律の税である均等割額と、②所得に応じて課せられる税である所得割額を合わせたものを町県民税として住民の方に毎年納めて頂いているものです。

詳しくは、役場町民課(6)0103までお問い合わせください。

県職員（総合土木）を募集します

【島根県職員（総合土木）採用試験】

▽第1次試験日 12月1日(日)

▽試験会場 松江市

▽募集人員 大学卒業程度：総合土木 2名

経験者：総合土木 2名

▽受験資格 詳細については受験案内をご確認ください。

▽申込締切 11月19日(火)消印有効

※受験案内・申込書配布場所 島根県人事委員会事務局、県庁1階受付、隠岐支庁・各県民センター、各県外事務所

※県人事委員会ホームページ (<http://www.pref.shimane.lg.jp/jinjiinkai/>) から受験案内のダウンロード・申込みができます。

(問い合わせ先) 島根県人事委員会事務局
電話 0852-22-5438



「県民いきいき活動奨励賞」候補団体募集

NPO や住民グループ、企業、学生の団体等が、様々な分野で取りくむ県民いきいき活動（＝営利を目的としない、不特定多数のものの利益のための自発的な活動）のうち、特に優れた活動を知事表彰し、賞状及び奨励金を贈呈します。

■対象の要件

県内に主たる事務所（本支店または営業所）をおく団体（企業）、県内の学校に在籍する学生・生徒の団体が取り組む活動で、次の要件を満たすもの

- ・先駆性および地域社会への貢献度が高い
- ・活動期間が、概ね5年以上（学生の団体は概ね3年以上）
- ・この表彰と同等以上の表彰等を受けたことがない

■応募方法・期限

自薦または他薦（※高校生の団体は他薦のみ）

11月30日（土）までに、規定の推薦書及び関係書類を提出

■応募先・問い合わせ先

県庁 NPO 活動推進室（TEL0852-22-5096）